

「アスファルトの代替舗装材料技術」に関する公募

公募要領

1 公募の目的

国土交通省では、道路分野における安全、高品質、低コストな道路サービスの提供、道路事業関係者のプロセス改善、産業の活性化を目的に、良い技術は活用するという方針の下、道路分野における新技術導入促進方針をとりまとめ、新技術の導入促進を進めています。

アスファルト舗装の材料として使用するアスファルトバインダは、エネルギー供給構造高度化法を契機とした石油精製技術の向上による目的生産物化の進展、製油所の合理化によるアスファルト製油所の減少、社会情勢による調達の不安定さなどの理由から生産量は年々減少傾向にあると考えられます。

一方、アスファルト混合物の製造量は近年ほぼ横ばいで推移しており、今後の舗装修繕工事の需要等も考慮すると、アスファルトバインダの供給減少へ対応するアスファルトバインダの代替となる舗装材料の確保も必要となると考えられます。また、プラスチック廃棄物の規制など資源循環のニーズの高まりや道路のライフサイクル全体の低炭素化も視野に入れたアスファルトバインダの代替となる舗装材料の検討も必要です。

このような背景から、アスファルトバインダの供給が減少する中でも、将来にわたり安定的に舗装材料を供給可能とする代替舗装材料の検討、確保のため、以下を要件とした新たな舗装技術を公募します。

2 公募する技術

(1) 公募技術

「アスファルトの代替舗装材料技術」

- 公募する技術は、アスファルト混合物中のアスファルトバインダの一部、または全てを代替できる新たな材料（添加剤を含む）を使用し、従来のアスファルト混合物よりもアスファルトバインダの配合量を減らすことができる舗装材料を対象とする（図1参照）。
- 公募する技術は、一定の規模を有する舗装工事で、主に表層・基層で用いるアスファルト混合物（アスファルト安定処理等を含む）のアスファルトバインダの代替となる舗装材料とする。また今後の修繕工事を見据え、従来のアスファルト混合物と比べ施工性や工事交通規制の開放時間などが同程度または同程度以上であることとし、緊急補修時の技術（ポットホール穴埋め等局所的な補修工事に用いる技術）等は除く。

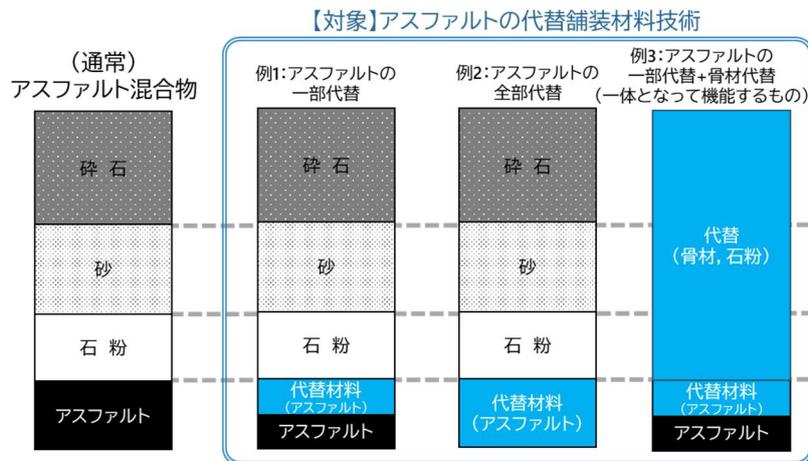


図 1 アスファルトの代替舗装材料技術イメージ

(2) リクワイヤメント

- 1) 【耐久性】通常の道路交通に求められる耐久性を有すること
- 2) 【CO₂抑制】従来のアスファルト混合物^{※1}に比べCO₂排出量が同程度以下であること
- 3) 【再生利用】再生利用が可能な技術であること
- 4) 【LCC算出】LCCの観点から既存技術との比較が可能な技術であること
- 5) 【施工時間】従来のアスファルト混合物に比べ施工性や工事交通規制の開放時間などが同程度または同程度以上であること。

※1：従来のアスファルト混合物とは、舗装設計便覧、舗装施工便覧、舗装再生便覧に示される標準的なアスファルト混合物の種類とし、比較対象として応募者が適宜設定するものとする。

(3) リクワイヤメントに関する評価

リクワイヤメントに関する評価は、応募者により提出される下記(4)の評価方法における技術確認書により行うが、リクワイヤメントに関する評価にあたり「現場実証」が必要と判断された場合は、現場実証を行い、その結果も踏まえて評価する。

- (4) 評価方法
- 1) 耐久性
 - ・ 耐久性の評価は従来のアスファルト混合物^{*1}の耐久性を基本とし、通常の道路交通に求められる耐久性の観点から、応募技術を客観的に評価し、証明する方法が示された応募時に提出される技術確認書により評価する。
 - 2) CO₂抑制
 - ・ 応募技術が、従来のアスファルト混合物に比べ、CO₂排出量が同程度以下であることを示す応募時に提出される技術確認書により評価する。
 - 3) 再生利用
 - ・ 応募技術が、資源循環の観点より将来再生利用できることを示す応募時に提出される技術確認書により評価する。加えてサーキュラーエコノミーの観点より、応募技術に再生利用された材料を使用している場合は、技術確認書に示すこと。
 - 4) LCC算出
 - ・ 応募技術と従来技術の両者に対し、同一条件のもとでLCCを算出し、それを確認できることが示された応募時に提出される技術確認書により評価する。
 - 5) 施工時間
 - ・ 応募技術が、従来のアスファルト混合物と比べ、施工性や工事交通規制の開放時間などが同程度または同程度以上であることを示す応募時に提出される技術確認書により評価する。
- (5) 応募技術の条件等
- 1) 応募技術について、その技術を客観的に評価する方法、証明する方法等が示された書類を技術確認書に必ず添付すること。
 - 2) 現在開発中の技術についても応募可能であるが、リクワイヤメントに加え、新技術の成立性、現場適応性を裏付ける資料を添付すること。
 - 3) 応募技術の内容を技術公募の評価に係わる者（技術検討委員会、事務局等）に対して開示しても問題ないこと。
 - 4) 技術内容、試験結果のデータ等を公表することに対して問題ないこと。
 - 5) 応募技術に係わる特許等の権利について問題が生じないこと。
 - 6) 「3 応募資格等」を満足すること。

3 応募資格等

- (1) 応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」、「民間企業」もしくは「共同体」であること。
- (2) 応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」、「民間企業」もしくは「共同体」であること。

なお、行政機関^{※2}、特殊法人（株式会社を除く）、公益法人および大学法人等については、自ら応募者とはなることはできないが、共同研究開発者として応募することはできるものとする。

※2「行政機関」とは国および地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

- (3) 選定された技術については、供用中の路線において、現場実証を行う場合もあることから、施工及び現場実証箇所における計測、分析、評価を実施する上で必要な体制を構築できる者であること。
- (4) 予算決算および会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれらに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 応募方法

- (1) 資料の作成及び提出

応募資料は「応募資料作成要領」に基づき、日本語で作成すること。

提出方法は以下の方法とする。

- ・E-mailでの送信（上限10MB）^{※3}
- ・郵送^{※4}または持参

※3：E-mailの容量が上限を超える場合は、複数のメールに分割し送付すること。なお、各メールに全分割数とそのうちの何通目かを記載すること。

※4：郵送による提出の場合は、締め切り日当日必着とする。

- (2) 提出（郵送）先

e-mail： am-as@jice.or.jp

住 所： 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-12-1 ニッセイ虎ノ門ビル9階
一般財団法人 国土技術研究センター 道路政策グループ
アスファルトの代替舗装材料技術公募担当 宛

5 公募期間

令和7年3月26日（水）～ 令和7年5月30日（金）

（郵送の場合は、締切日当日必着とする。）

6 ヒアリング

提出された応募資料の中で不明な箇所がある場合は、追加の資料提出やヒアリング等を実施することがある。なお、ヒアリング等を実施する場合は、ヒアリング等の実施時期、方法および内容等について別途通知する。

7 公募に対応した応募技術の選定に関する事項

(1) 選定にあたっての前提条件

応募資料およびヒアリング等に基づき、以下の事項を確認の上、選定する。

- 1) 公募技術（リクワイヤメント等）、応募資格等に適合していること。
- 2) 技術の検証にあたり安全性等に問題がないこと。
- 3) 応募方法、応募書類および記入方法に不備がないこと。
- 4) 応募する技術が既に現場において適用されていること、あるいは応募する技術の成立性、現場適用性が明確であること。

(2) 選定結果の通知・公表

応募者に対して選定結果を文書で通知する。また、選定された技術については応募者と内容を協議した上、ホームページ等で公表することがある。

(3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

(4) 現場実証

選定された技術について、以下の事項を考慮して現場実証を行うことがある。

- 1) 現場実証は、応募技術の対象道路への適用性、制約条件、応募資料等を踏まえて応募者と事務局等と協議の上、決定する（事前の基礎データ等が存在し、既に実道での試験施工等がされているものも含む）。なお、当該工区との比較のための比較工区を設定する。
- 2) 現場実証のうち直轄国道における施工においては、発注者が仕様書を作成・発注し、工事契約を行うものとする。
- 3) 現場実証期間中は、適切な時期に応募技術の効果を確認するために行う調査（計測、分析及び評価）を行うものとする（複数回にわたり調査する場合を含む）。
- 4) 現場実証で、計測、分析、評価を行い、その結果をホームページ等で公表する場合がある。
- 5) 路面状況に著しい損傷が確認されるなど、当該技術の性能が提案時資料と大きく乖離していることが確認された場合は、国土交通省ホームページ等で公表する資料を更新する。なお、直轄国道において、路面に著しい損傷が生じ、回復措置が必要と判断される場合、発注者、応募者（または発注者、応募者、工事受注者）で協議の上、損傷の原因を究明し、補修に対する費用負担を決定する。また、この費用負担に関する期間については工事請負契約書の契約不適合責任期間等で定める2年以内とする。なお、応募者と施工業者が異なる場合、応募者が現場実証に必ず立ち会い、指示通りに施工が行われているか確認し、施工不良がないことを応募者と工事受注者の両者で合意しておくこととする。

8 費用負担

応募時および選定後に係る費用負担については、以下の通りとする。

- 1) 応募資料の作成、提出、リクワイヤメントに対する必要な試験、調査および結果の提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- 2) 現場実証の施工に要する費用については、以下の通りとする。
 - ① 直轄国道の維持・修繕工事等の一環として施工をする場合は、事前の路面調査および構造調査を含め国土交通省の負担とする。
 - ② 直轄国道（上記①）以外の場所となる施工（材料搬入、設置、撤去、道路規制、試験場の借用費用等）の場合は、事前の路面調査および構造調査を含め応募者の負担とする。
- 3) 現場実証期間における性能確認のための計測に要する費用は、応募者の負担とする。なお、計測項目については、別途指定する。
- 4) 現場実証期間における計測結果を用いた評価等については、国土交通省の負担とする。
- 5) 本公募要領における手続きの中止や取り消しを行った場合、それまでに応募者が負担した費用については、応募者の負担とする。

9 その他

- (1) 応募資料は、本公募に係る事項のみに使用し、その他の目的で使用しない。
- (2) 応募された資料は返却しない。
- (3) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (4) 公募内容に関する問い合わせに関しては以下のとおり受け付ける。

1) 問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-12-1 ニッセイ虎ノ門ビル9階

一般財団法人 国土技術研究センター 道路政策グループ

アスファルトの代替舗装材料技術担当宛（担当 藤村、白尾）

TEL:03-4519-5002 FAX:03-4519-5012

e-mail: am-as@jice.or.jp

令和7年3月26日（水）～令和7年5月30日（金）

（土・日・休日を除く平日の9:30～17:00までとする。ただし12:00～13:00は除く）

2) 受付方法

面談、電話、FAX、E-mail（様式自由）にて受け付ける

以 上